

日医発第 2148 号(情シ)(技術)
令和 7 年 3 月 17 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
常任理事 宮川 政昭
(公印省略)

令和 7 年度における電子処方箋の導入補助について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。令和 6 年 7 月 26 日 日医発第 796 号(情シ)(技術)「電子処方箋導入に関する都道府県行政の助成事業の働きかけについて(情報提供)」等にてお知らせしておりました、電子処方箋につきまして、「概ね全国の医療機関に対し、2025 年 3 月までに普及させる」とされていた目標の見直しが行われ、「電子処方箋の新たな目標については、令和 7 年夏を目処に見直しを行う」となりました。

本件に伴い、導入補助についても、令和 7 年 9 月までに電子処方箋を導入した施設を補助対象となるように期間が延長されたため、その旨の周知依頼が厚生労働省より本会宛に参りました。

併せて、令和 6 年度補正予算で措置されている、「電子処方箋の活用・普及の促進事業(都道府県による導入助成)」につきましても、補助要件を「令和 7 年 9 月までに電子処方箋を導入した施設」に延長されることになりましたので、都道府県医師会におかれましては、ご地元の地域で補助事業が実施、延長されるよう働きかけていただければと思います。

さらに、「電子処方箋の機能拡充・促進事業(追加機能部分のみの導入補助)」は、院内処方機能を対象に加えて、引き続き事業を実施することになっているとのことです。

なお、令和 7 年 10 月以降の導入補助の取扱いについては、令和 7 年夏を目処に見直しを行うとのことですので、状況がわかり次第お知らせいたします。日本医師会としましては引き続き、存続されるように要望してまいります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【別添資料】

- ・事務連絡:「令和 7 年度における電子処方箋の導入補助について」

以上

事務連絡
令和7年3月11日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬局総務課

令和7年度における電子処方箋の導入補助について

日頃より、厚生労働行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年度における医療情報化支援基金（ICT基金）による電子処方箋に関する導入補助について、「電子処方箋の新たな目標については、令和7年夏を目処に見直しを行う」としていることを踏まえて、目標の見直しまでの間として、令和7年9月までに電子処方箋を導入した施設を補助対象とすることいたしました。

併せて、令和6年度補正予算で措置している電子処方箋の活用・普及の促進事業（都道府県による導入助成）の補助要件についても、当初想定していた「令和7年3月までに電子処方箋を導入した施設」から「令和7年9月までに電子処方箋を導入した施設」に変更することいたしました。加えて、令和6年度補正予算で措置している電子処方箋の機能拡充・促進事業（追加機能部分のみの導入補助）について、院内処方機能を対象に加えて、引き続き事業を実施いたします。

なお、令和7年10月以降の医療情報化支援基金（ICT基金）における導入補助の取扱いについては、令和7年夏を目処に見直しを行う電子処方箋の新たな目標を踏まえて、改めて検討することとしております。

補助金の申請期限等の詳細な情報については、決定次第、医療機関等向け総合ポータルサイトへの掲載及び医療機関・薬局に対するメールによりお知らせいたします。

つきましては、貴会会員の医療機関・薬局に対して、本件について周知いただきますようお願ひいたします。

【別添資料】

- ・別添： 令和7年度における電子処方箋の導入補助について

令和7年度における電子処方箋の導入補助について

- 令和7年度における医療情報化支援基金（ICT基金）による電子処方箋に関する導入補助について、「電子処方箋の新たな目標については、令和7年夏を目処に見直しを行う」としていることを踏まえて、**目標の見直しまでの間として、令和7年9月までに電子処方箋を導入した施設を補助対象**とする。
- 併せて、令和6年度補正予算で措置している**電子処方箋の活用・普及の促進事業（都道府県による導入助成）の補助要件**についても、当初想定していた「令和7年3月までに電子処方箋を導入した施設」から**「令和7年9月までに電子処方箋を導入した施設」に変更**する。加えて、令和6年度補正予算で措置している電子処方箋の機能拡充・促進事業（追加機能部分のみの導入補助）について、院内処方機能を対象に加えて、引き続き事業を実施する。
- なお、令和7年10月以降の医療情報化支援基金（ICT基金）における導入補助の取扱いについては、令和7年夏を目処に見直しを行う電子処方箋の新たな目標を踏まえて、改めて検討する。

国による導入費用の補助

ICT基金	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
基本機能部分	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を上限に、その1/3を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を上限に、その1/3を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/2を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/4を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上限に、その1/2を補助
基本機能 + 追加機能部分 (リフィル処方箋等)	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を上限に、その1/2を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を上限に、その1/4を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を上限に、その1/2を補助
追加機能部分 (リフィル処方箋等)	45.2万円を上限に補助 ※事業額の135.6万円を上限に、その1/3を補助	33.3万円を上限に補助 ※事業額の100万円を上限に、その1/3を補助	12.3万円を上限に補助 ※事業額の24.5万円を上限に、その1/2を補助	6.4万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を上限に、その1/4を補助	12.8万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を上限に、その1/2を補助
追加機能部分 (院内処方機能)	55.0万円を上限に補助 ※事業額の165.0万円を上限に、その1/3を補助	39.3万円を上限に補助 ※事業額の117.9万円を上限に、その1/3を補助	10.8万円を上限に補助 ※事業額の21.5万円を上限に、その1/2を補助	1.5万円を上限に補助 ※事業額の6.0万円を上限に、その1/4を補助	3.0万円を上限に補助 ※事業額の6.0万円を上限に、その1/2を補助

※リフィル処方箋等：リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索

都道府県による導入費用の助成

活用・普及
促進事業

都道府県助成

都道府県が環境整備のため医療機関・薬局へ導入費用を助成（国が一部補助）